

## 第 1 1 8 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 1 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 1 月 1 8 日 (月) 午前 9 時 4 5 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 1 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時 2 0 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 1 0 名 欠席 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者 (6)	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会副会長	石井 治夫
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	井上 満千夫 参事監 真田 明彦
	農地担当課長	佐藤 孝司 総務・農政担当課長 菱川 真輔
	担当課長補佐	竹田 了久 副主査 橋本 聡実
	副主査	花房 弘治

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
- (3) 転用事業計画変更承認申請について
- (4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 別 紙 (5) 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について (令和 2 年 8 月締分)
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について

- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 連絡事項

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子                      9番 延澤 強哉

10 議事の内容

議 長            みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第118回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

                 本日の議事録署名委員を指名します。2番 大森 美也子 委員，9番 延澤 強哉 委員  
                 をお願いします。

                 それでは議案の審議の前に，議案の訂正等がありますか。

橋本副主査        議案の訂正はありません。また，12月の諮問案件について報告します。露天駐車場を転用目的とする中区江崎の5条申請については，12月18日の県農業会議に諮問し，許可適当との答申がありましたことを報告します。（12月21日付許可済）

議 長            それでは申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房副主査        1ページ1番，増反による所有権移転です。受人は現在，約2.6ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長            中区協議会の協議の様様を石井協議会副会長さん，ご報告願います。

石井推進委員      1番について審議した結果，事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長            協議会の報告がありました，委員さん，何かご意見がありますか。

全 員           ありません。

議 長           次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査     1 ページ 2 番，借入地の取得による所有権移転です。受人は現在，約 5.7 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

3 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 5.4 アール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

4 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 5.9 アール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

5 番，6 番は受人が同一のため同時に説明します。

増反による所有権移転です。受人は現在，約 1.8 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

7 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 5.0 アール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

8 番，借入地の取得による所有権移転です。受人は現在，約 18.7 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地

域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 2番から8番の7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)は1番から8番の8件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は1番から8番の8件を許可と決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房副主査 2ページ1番、2番は同じ地域のため、一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

1番、受人は現在、北区御津宇垣の官舎に妻と子ども2人の4人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭になったことから、妻の親族の家や妻の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番、受人は現在、東区松新町の借家に夫婦で生活していますが、妻に出産の予定があることや、家財道具が増え手狭になったことから、夫婦の勤務先や保育園にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から5番については同じ地域のため、一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

3番、受人は現在、南区西市の借家に妻と子ども2人の4人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え手狭になったため、夫の勤務先から近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、中区藤崎の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、夫婦の勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は現在、香川県小豆島町の借家に単身で生活していますが、勤務先が遠方で通勤に不便なため、結婚を機に双方の勤務地に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番から3ページ9番については同じ地域のため、一括して説明します。

いずれも令和2年10月30日付で農振除外済の案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

6番、受人は現在、中区桑野の借家に妻と子ども3人の5人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え手狭になったことから、現居所からも近く生活環境が変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は現在、中区江並の借家に妻と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近く相互に協力がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、中区江並の借家に夫婦と子ども2人の4人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近く相互に協力がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、東区西大寺松崎の借家に夫婦と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近く相互に協力がしや

すい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番から13番については同じ地域のため、一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

10番、受人は現在、中区原尾島四丁目の借家に夫婦と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近く相互に協力がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は現在、中区神下の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、夫の職場に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、受人は現在、南区福田の借家に妻と子ども2人の4人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え手狭になったことから、夫婦の勤務先から近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、受人は現在、中区湊の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、妻の職場に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 中区協議会の協議の様様を石井協議会副会長さん、ご報告願います。

石井推進委員 1番から13番の13件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査 3 ページ 14 番, 申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され, 転用目的は農家住宅で所有権を移転します。申請人は現在, 東区富崎の持ち家に夫婦 2 人で居住していますが, 砂川の改修工事により土地建物の収用を受けることになったため, 現居住地の近隣で引き続き耕作がしやすい申請地に農家住宅を建築しようとするものです。1 種農地ですが, 集落に接続した住宅に該当し, 代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

15 番, 令和 2 年 10 月 30 日付で農振除外済の案件です。申請地は, 農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され, 転用目的は農家住宅で所有権を移転します。受人は現在, 東区福治の持ち家に夫婦二人で居住していますが, 砂川の改修工事により土地建物の収用を受けることになったため, 現居住地の近隣で引き続き耕作がしやすい申請地に農家住宅を建築しようとするものです。1 種農地ですが, 集落に接続した住宅に該当し, 代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

16 番, 令和 2 年 10 月 30 日付で農振除外済の案件です。申請地は, 農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され, 転用目的は農家住宅で所有権を移転します。受人は現在, 東区福治の持ち家に単身で居住していますが, 砂川の改修工事により土地建物の収用を受けることになったため, 現居住地の近隣で引き続き耕作がしやすい申請地に農家住宅を建築しようとするものです。1 種農地ですが, 集落に接続した住宅に該当し, 代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん, ご報告願います。

岡崎推進委員 14 番から 16 番の 3 件について審議した結果, 事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等 (2) は 1 番から 16 番までの 16 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等（２）は１番から１６番までの１６件を許可と決定します。

議 長 次に、申請等（３）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房副主査 ４ページ１番、申請地は、平成３０年８月２０日付で一時転用許可を受けましたが、当初は従業員用の露天駐車場として２８台駐車する計画でしたが、事業用トラックの露天駐車場として１１台駐車する計画に変更を行うもので、利用形態以外の変更はありません。申請地は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に影響を及ぼす恐れがないと判断されることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。なお、本案件は永久転用の許可を受けるため、令和２年８月締めで農振除外申請済みで、現在除外協議中の案件です。

２番、申請地は、平成３０年４月１８日付で一時転用許可を受けましたが、当初は来客者用の露天駐車場として、既存露天駐車場と一体で１８台駐車する計画でしたが、利用状況を鑑み、１２台駐車する計画に変更を行うものです。また、当初計画との余剰部分については、農地として原型復旧し、土地所有者へ返還するものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に影響を及ぼす恐れがないと判断されることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。なお、本案件は、永久転用許可を受けるため、令和２年８月締めで農振除外申請済みで、現在除外協議中の案件です。以上です。

議 長 中区協議会の協議の様様を石井協議会副会長さん、ご報告願います。

石井推進委員 １番、２番の２件について審議した結果、事務局の説明のとおり承認意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等（３）は１番、２番の２件を承認と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。



議 長 それでは申請等（３）は１番、２番の２件を承認と決定します。

次に申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 ５ページ１番から７ページ８番までの８件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてなしです。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出については、１番から８番の８件を受理と決定します。次に、別紙申請等（５）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

花房副主査 別紙第１号議案、申請等（５）「農業振興地域整備計画変更に関する意見書について」をご覧ください。令和２年８月とりまとめ分の中区案件は、取り下げとなった６番、７番、１３番、１９番を除く１番から２５番の２１件、東区案件は、西大寺地域が取り下げとなった４番を除く１番から１０番の９件、瀬戸地域が１番から８番の８件です。１０月の協議会で資料をお配りし、農業委員さん及び推進委員さんよりご意見等をいただき、事務局において農林水産課と協議を行いました。その結果、中区分では２１件、東区分では西大寺地域が９件、瀬戸地域が２番、４番の一部、５番、６番を除く５件の変更申出を認める内容で農林水産課より最終意見照会がありましたので、その旨各地区協議会で審議した結果、変更計画案は適当であるとの意見となりました。以上です。

議 長 以上の説明について、何かご意見ご質問はありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等（５）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、市の変更計画案は適当であるとの意見とします。次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届については、８ページ１番の１件です。転用目的は宅地拡張で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届については、９ページ１番から１０ページ１３番の１３件です。転用目的は露天駐車場が６件、分譲住宅地が２件、分譲住宅地及び公園が１件、自己専用住宅が１件、敷地拡張が２件、位置指定道路の排水用地が１件で、専決

日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、11ページ1番から13ページ10番までの10件です。解約理由は、耕作目的が7件、転用目的が3件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、14ページ1番と2番の2件です。内容はいずれも農業用倉庫です。

報告（5）農地改良届については、15ページ1番の1件です。内容は果樹園です。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。  
続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありますか。

全員 ありません

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。  
これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時20分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員